

概要版

志木市高齢者保健福祉計画 志木市第6期介護保険事業計画

平成27年度～平成29年度



平成27年3月
志木市

この概要版には、視覚障がい者のための音声コード（SPコード）を印刷してあります。
このコードには文字情報が組み込まれており、専用の機械を通すと音声で内容を読み上げます。
丸い切り込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。



1. 計画策定の背景

介護保険事業は平成 12 年に開始され、平成 27 年には 16 年目を迎えます。これまで、介護認定制度の変更や新しいサービスが追加されるなど、改善が図られてきましたが、高齢者の単身者や認知症の増加など、多くの課題を抱える社会環境により、介護を必要とする家庭にとってなくてはならない制度として定着してきました。

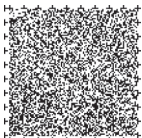
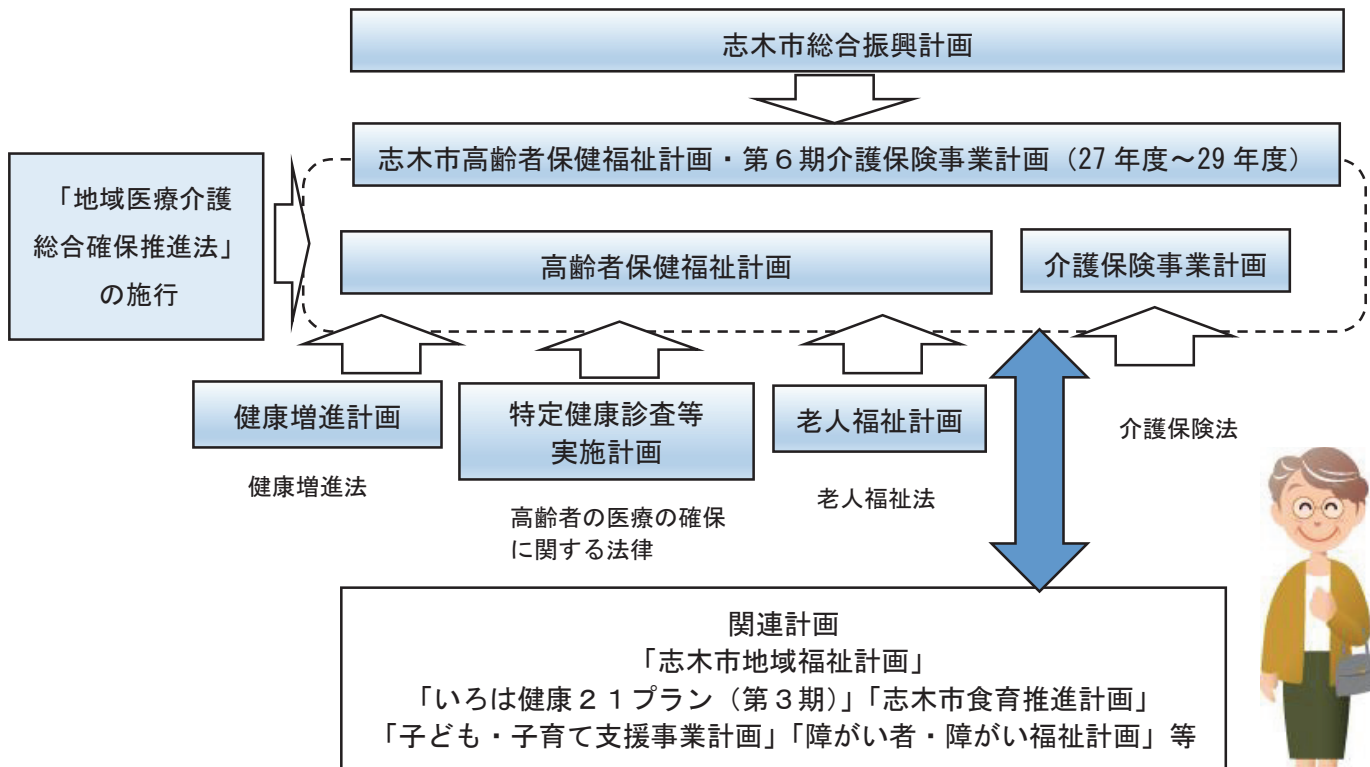
現在、団塊の世代が 65 歳以上の老年期に達し、高齢者人口は急激に増加しています。平成 27 年度を計画期間の初年度とする第 6 期計画は、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年を念頭に、超高齢社会を乗り切るための最初の段階として位置づけ、特に地域包括ケアと医療と介護の連携の取り組みを本格化させていくとしています。

こうした中、新たに「地域医療介護総合確保推進法」（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）が成立し、要支援の軽度なサービスの一部を市町村へ移管することや、一定額以上の高額所得者に対する本人負担額を 1 割から 2 割へ引き上げるなど、制度面での改正点も見られます。

こうした背景及び第 5 期計画の進捗状況や介護保険サービスの利用状況などの実績、平成 26 年 1 月に実施した「日常生活圏ニーズ調査」の結果等を踏まえて、新たな『志木市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）』を策定しました。

2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

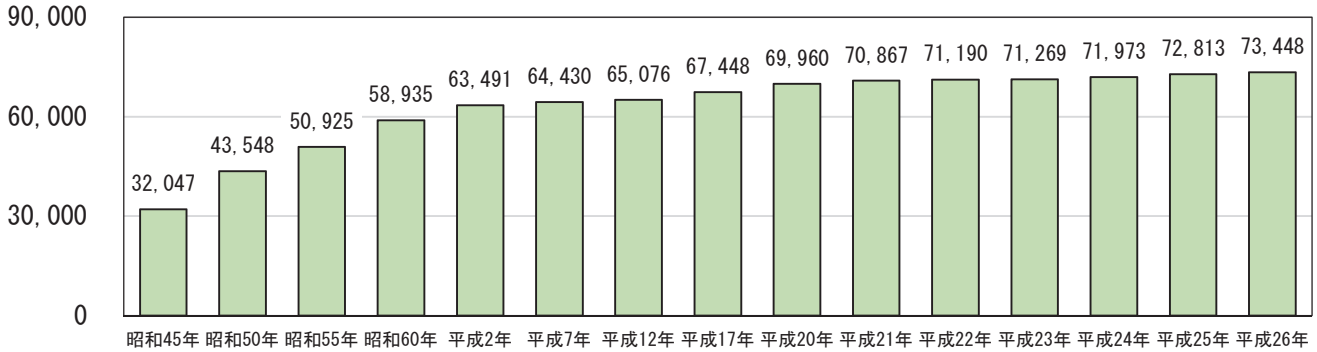
本計画は、「志木市高齢者保健福祉計画」と「志木市介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。



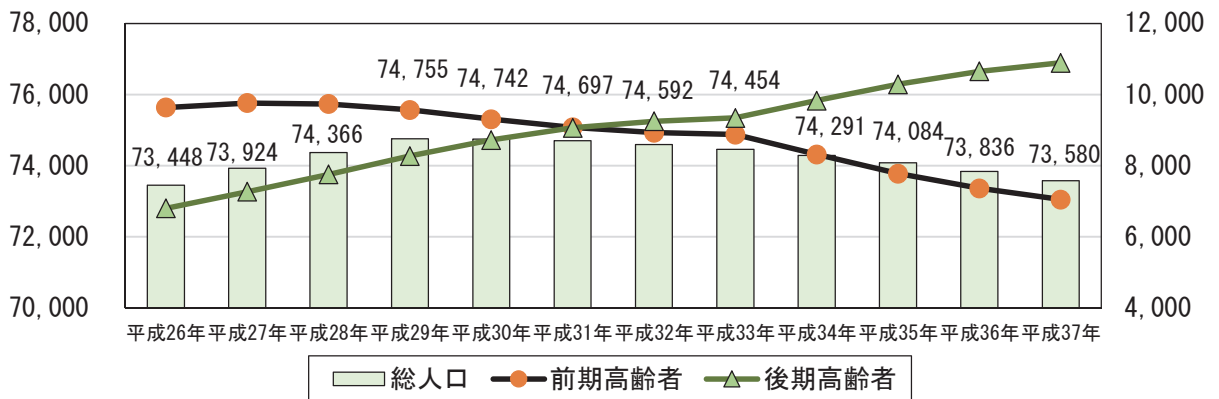
3. 高齢者の現状

志木市の人口は平成 21 年度に 7 万人を超え、さらに増加していますが、近年は微増傾向となっています。平成 26 年の人口は 73,448 人となっており、高齢者人口は 16,433 人です。また、平成 32 年度には後期高齢者数が前期高齢者数を上回る推計となっています。

総人口の推移（単位：人）



総人口推計と前期高齢者・後期高齢者の人口推計（単位：人）



4. 高齢者保健福祉サービスの現状

市で実施している高齢者保健福祉サービスの実施状況は以下のとおりです。在宅福祉サービスには、要介護認定者以外も対象とするサービスがあります（◎印）。



保健サービス

- ・健康教育・健康相談・特定健康診査・特定保健指導・各種がん検診
- ・骨粗しょう症検診・歯周疾患検診・健康手帳の交付・訪問指導



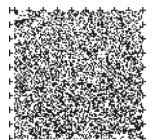
在宅福祉サービス（市の単独事業）

- ・◎いきがいサロン・◎街なかふれあいサロン・◎緊急時連絡システム
- ・◎寝具乾燥サービス・要介護高齢者手当・介護サービス利用料補助
- ・◎訪問理美容サービス・◎日常生活用具給付等



施設福祉サービス

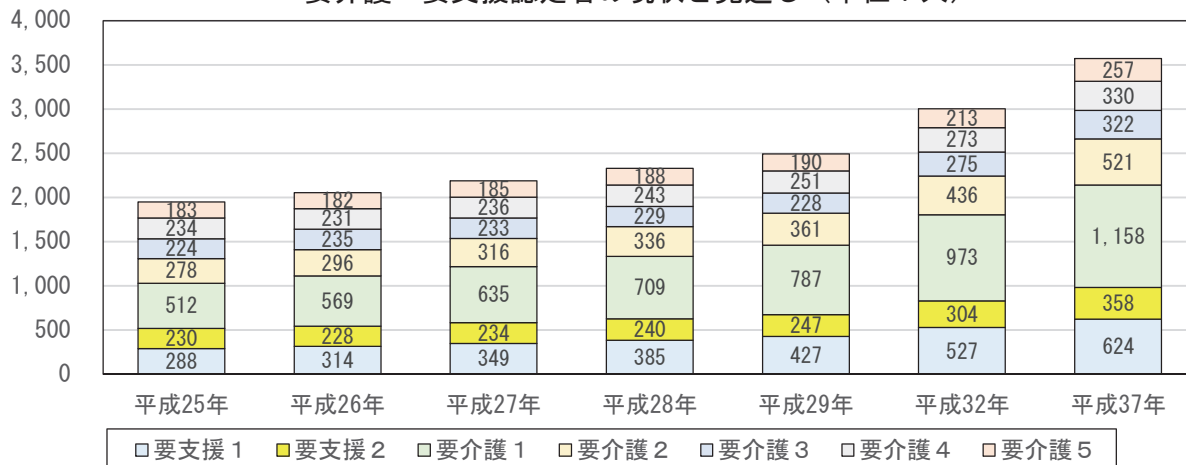
- ・養護老人ホーム
- ・老人福祉センター



5. 要介護・要支援認定者の見通し

第6期介護保険事業計画期間の要支援・要介護認定者数は、平成26年9月30日現在の2,055人から、平成29年には2,491人となることが予想されます。後期高齢者の増加が予想されるなかで認定者の増加が見込まれます。

要介護・要支援認定者の現状と見通し（単位：人）



6. 計画の課題

- (1) 地域ぐるみでの地域包括ケアシステムの実現
- (2) 団塊の世代の社会参加の促進と多様な支援の担い手の確保、育成
- (3) 医療と介護の連携の推進
- (4) 認知症対策の強化
- (5) 介護保険事業の充実



7. 計画の基本理念と基本目標

基本理念

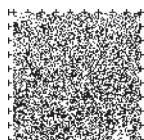
ふれあいあふれ 地域で支える
福祉のまちづくり

基本目標1
高齢者が住み慣れた
地域で安心して暮ら
せるまちづくり

基本目標2
介護・福祉・医療の各
サービスを必要に応
じて利用できるまち
づくり

基本目標3
みんなが参加する生
きがいやふれあいの
あるまちづくり

基本目標4
介護保険を安心して
利用できるまちづく
り




8. 基本目標と基本施策

1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

介護保険制度の改正は、市内の高齢者の生活のみならず地域全体に大きな影響を与えることから、着実な体制整備が求められます。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステムの構築をめざし、最適なサービスの提供体制を市が総合的に確立するとともに、地域のネットワークを強化します。高齢者の福祉サービスや住まい、バリアフリーなど、安全なまちづくりなどにも力を注ぎ、高齢者が住みやすいまちを創り上げていきます。

また、高齢者保健福祉計画に関する施策についても、その充実を図ります。

<p>1-1 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>1-1-1 地域包括ケア体制の確立</p> <p>1-1-2 地域ぐるみの支援体制の推進</p> <p>1-1-3 成年後見・権利擁護の推進</p> <p>1-1-4 高齢者虐待防止対策</p>	<p>1-2 高齢者福祉施策の充実</p> <p>1-2-1 高齢者福祉サービスの充実</p> <p>1-2-2 低所得者への対策</p> 	<p>1-3 高齢者の住まいと生活環境の整備</p> <p>1-3-1 バリアフリーのまちづくり</p> <p>1-3-2 住居のバリアフリー化の推進</p> <p>1-3-3 高齢者向け住環境の整備</p> <p>1-3-4 高齢者の安全対策の充実</p>
---	---	---

主な目標・施策

- ・日常生活圏域を4圏域から5圏域に再編し、各圏域に高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を設置します。

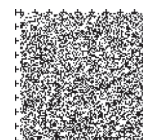


2 介護・福祉・医療の各サービスを必要に応じて利用できるまちづくり

高齢者の健康な生活につながる施策を推進します。また、介護保険制度の新しい地域支援事業は、事業者のほか市民等の協力のもと、地域の支えあいなどを活かしながらサービス提供の基盤づくりを進めるとともに、高齢者の生活を支える介護保険・高齢者福祉・医療の各サービスが互いに連携をとりながら最適なサービスが受けられるよう総合的な仕組みづくりを促進します。

医師会をはじめとする多職種との連携など、新たな医療と介護の連携体制の整備から着手し、関係機関の協力を得る必要があります。加えて、高齢者の増加に伴い、効果的な認知症対策を講じていきます。

<p>2-1 健康づくりの推進</p> <p>2-1-1 健康づくりと健康寿命の延伸</p> <p>2-1-2 疾病予防の推進</p> <p>2-1-3 健康づくり・介護予防の人材育成の強化</p>	<p>2-2 地域支援事業の充実</p> <p>2-2-1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進</p> <p>2-2-2 包括的支援事業の推進</p> <p>2-2-3 任意事業の推進</p>	<p>2-3 医療と介護の連携</p> <p>2-3-1 医療と介護の連携強化</p> <p>2-3-2 認知症対策の推進</p>
---	--	---

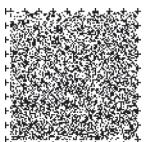
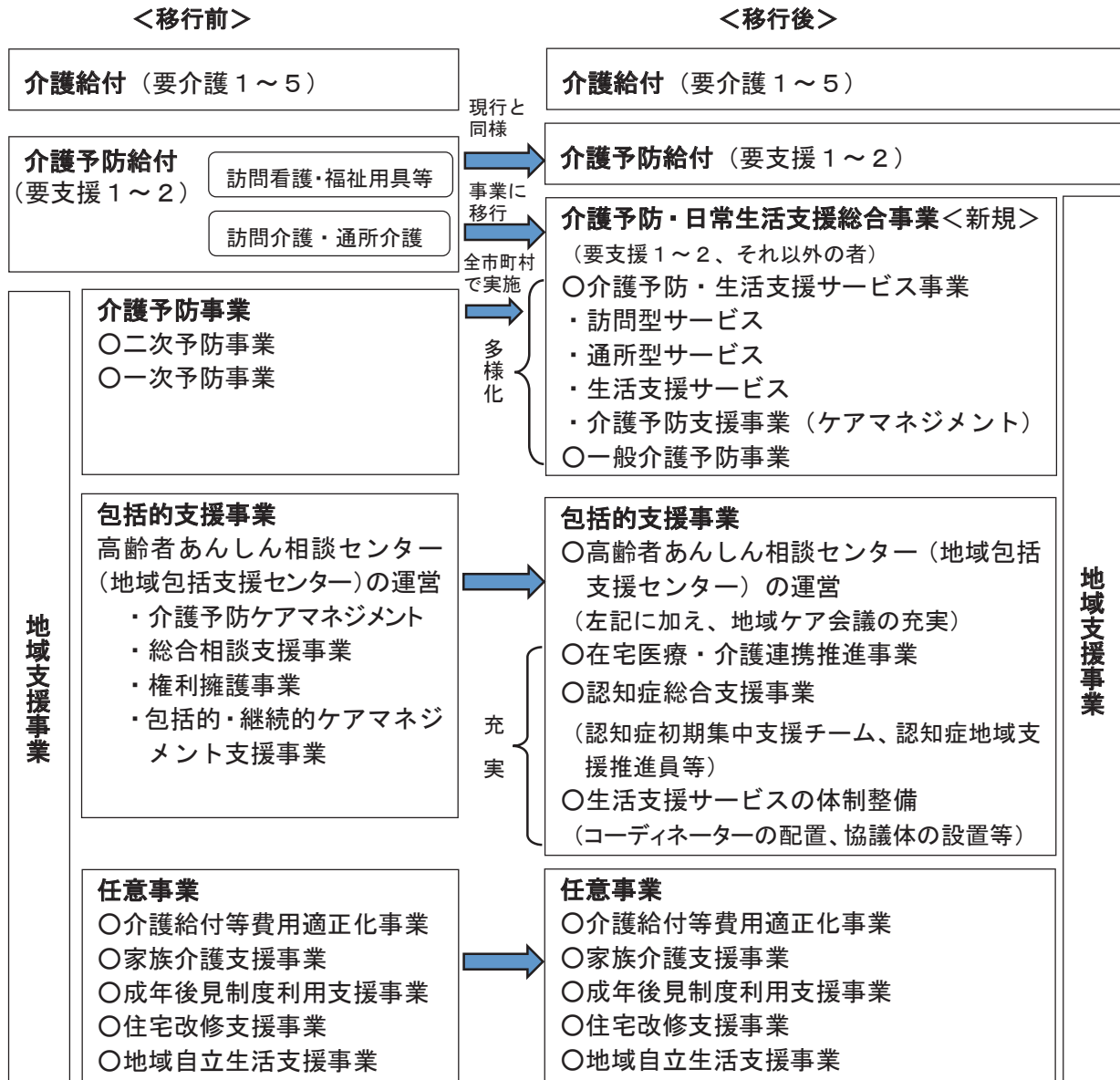


主な目標・施策



- ・通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業等が新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ平成 29 年 4 月までに移行し実施します。
- ・医療と介護の連携により、高齢者が在宅で訪問診療や介護サービスを受けながら、地域社会のなかで生活できるよう、医療関係者と介護保険事業所とのシームレスな連携を目指します。
- ・認知症対策を強化し、認知症ケアパスの整備や認知症初期集中支援チームの設置を行います。

新しい地域支援事業の体系



3 みんなが参加する生きがいやふれあいのあるまちづくり

団塊の世代が65歳に達した現在、これまでの仕事中心の生き方から、新たな生き方として文化・スポーツ活動、ボランティア活動などに生きがいを見つけようとする人も増えています。こうした地域での社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に活かすことができるよう、活動の場所や機会の確保を進めます。

また、高齢者の福祉という面ではサービスの受け手だけでなく、サービスの提供者としても大きな期待が寄せられるため、積極的な地域貢献活動への参加を促進していきます。

3-1 社会参加の推進

- 3-1-1 高齢者の社会参加・生きがいづくりの支援
- 3-1-2 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進
- 3-1-3 高齢者の就労支援

3-2 地域コミュニティの推進

- 3-2-1 地域活動の情報共有・把握の促進
- 3-2-2 地域ぐるみの市民福祉活動の推進
- 3-2-3 ボランティア・NPO活動の支援
- 3-2-4 高齢者の福祉活動への参加促進

主な目標・施策

- ・生涯学習や老人クラブなど高齢者の社会参加や生きがい事業に積極的な支援を行います。
- ・高齢者の健康づくりのための交流の場やスポーツ活動の充実を図ります。
- ・高齢者の活動の場を充実するため、雇用の確保や朝霞地区シルバー人材センターの活用を図ります。

4 介護保険を安心して利用できるまちづくり

介護保険サービスは、高齢者事業の根幹をなすものであり、何より適切なサービス提供が求められます。制度改正に適正に対応し、事業者との連携により十分なサービス提供に努めていきます。

4-1 介護保険事業の事業量の見通し

- 4-1-1 居宅介護サービスの充実
- 4-1-2 地域密着型サービスの充実
- 4-1-3 施設サービスの充実
- 4-1-4 平成37年度を見通した長期的な事業量の見込み

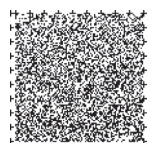
4-2 介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの質の向上

- 4-2-1 介護保険事業の安定運営
- 4-2-2 介護保険サービスの質の向上



主な目標・施策

- ・介護保険サービスを利用する人のさまざまなニーズに応じ、多様なサービスが提供できるよう、地域の実情に即した施設等を整備します。
- ・平成37年度の見通しは、現在の人口や介護保険事業の利用状況から推計される事業量の見通しであり、将来、第7期、第8期の計画策定時に、再度、詳細な見直しを行います。



9. 第6期における介護保険料

第6期計画における第1号被保険者の介護保険料については、国が示した計算方法に基づいて算出しています。各保険料段階においても、保険料基準額（月額）を第5段階として、各段階の保険料を国の標準保険料率に基づき算出しています。

所得段階の設定は、第5期の6段階から法令改正により、第6期は9段階に見直しました。

図 第1号被保険者の保険料

(単位：円)

保険料段階	対象者		負担割合	保険料額	
				年額	月額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 		基準額×0.50	26,000	2,170
第2段階	本人が市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人 	基準額×0.75	39,100	3,254
第3段階		<ul style="list-style-type: none"> 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人 	基準額×0.75	39,100	3,254
第4段階		世帯課税	<ul style="list-style-type: none"> 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	基準額×0.90	46,900
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人 		基準額×1.00	52,100	4,339
第6段階	本人が市民税課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が120万円未満の人 	基準額×1.20	62,500	5,207
第7段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人 	基準額×1.30	67,700	5,641
第8段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 	基準額×1.50	78,100	6,509
第9段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が290万円以上の人 	基準額×1.70	88,500	7,376

志木市高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画 概要版

発行 志木市（平成27年3月発行）
 編集 集 志木市健康福祉部高齢者ふれあい課
 〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
 TEL (048) 473-1111（代表）
 FAX (048) 471-7092

